一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会 運営規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第１号
制定：平成２４年３月１８日
改正：平成２４年１１月１８日
改正：平成２５年３月１６日
改正：平成２５年９月１４日
改正：平成２５年１２月７日
改正：平成２６年５月３１日
改正：平成２７年２月７日
改正：平成２８年２月６日
改正：平成２８年５月１４日
改正：平成２９年２月１１日
改正：平成２９年９月９日
改正：平成２９年１１月２５日
改正：平成３０年２月１２日
改正：平成３０年５月１２日
改正：令和元年７月１３日
改正：令和２年２月８日
改正：令和２年９月２６日
改正：令和３年４月１７日
改正：令和３年９月１８日
改正：令和４年６月４日
改正：令和４年８月１０日
改正：令和５年５月２０日
改正：令和５年９月２３日
改正：令和６年５月１１日
改正：令和６年７月２７日
改正：令和６年１１月１６日
改正：令和７年３月２５日
改正：令和７年５月２４日
改正：令和７年９月２０日
改正：令和８年２月１４日
改正：令和８年５月２３日
改正：令和８年７月２５日
改正：令和８年９月１９日

（総則）
第１条この法人（以下「本法人」と略す。）の定款の運用ならびに運営に必要な事項は、この運営規則に定める。

２ 運営上必要な個別の事項については、この運営規則とは別に規則を設けるものとする。
（名誉会員の承認手続き）
第２条 名誉会員の候補者は、本法人の会員であることを要しない。
２ 名誉会員の候補者は、正会員によって理事会に推薦されたものとする。
３ 理事会は、推薦された候補者を名誉会員として承認した場合には、総会に報告するものとする。
４ 名誉会員の資格は、本法人の申し出を本人あるいは当の団体が受諾したことにより成立するものとする。
（会費の納入）
第３条 会費は、新入会の場合を除き、毎年１月５日から４月３０日までの間に年会費の全額を納入するものとする。ただし、平成２４年については、３月２１日から５月３１日までの間に納入するものとする。
２ 会費は、年会費を一括して納入するものとする。ただし、特別の定めを行った場合については、この限りでない。
（休会）
第４条 正会員は長期療養、海外留学および出産等やむを得ない事情がある場合は、年度単位で休会を申請することができる。
２ 休会の申請があった場合、会員委員会がその適否について判定を行い、理事会に報告する。
３ 休会理由が適切でないと判定された場合は、休会を認めない。
４ 休会期間中の会員歴は継続され、会費は年度単位で免除されるが、学会に関するすべての資格は停止されるものとする。
５ 正会員は、休会の理由が消失した場合、速やかに当該年度の会費を納入しなければならない。
６ 外来がん治療認定薬剤師である正会員が休会したときの認定の更新については、この条の規定にかかわらず、外来がん治療認定薬剤師認定規則（日本臨床腫瘍薬学会規則第５号）に従う。
７ 外来がん治療専門薬剤師である正会員が休会したときの認定の更新については、この条の規定にかかわらず、外来がん治療専門薬剤師認定規則（日本臨床腫瘍薬学会規則第１０号）に従う。
（学術大会）
第５条 本法人は、年１回の学術大会を開催する。
２ 学術大会は、学術大会長（以下大会長という）および実行委員長によって運営される。
３ 理事会は、大会長、次期大会長および次々期大会長を選任し、総会においてその氏名を報告するものとする。
４ 大会長は、実行委員長を会員のうちから委嘱するものとする。
５ 実行委員長は、大会長の承諾を得て、必要な実行委員を委嘱することができる。
６ 大会長および次期大会長は、在任中に開催される理事会に出席し、学術大会の運営に関する事項を協議するものとする。
（委員会）
第６条 定款第３９条に定める委員会は次の通りとする。
（１）総務委員会
（２）財務委員会
（３）教育研修委員会

（４）地域医療連携委員会
（５）メーリングリスト運営委員会
（６）広報出版委員会
（７）臨床研究委員会
（８）認定制度委員会
（９）会員委員会
（10）会誌編集委員会
（11）渉外委員会
（12）利益相反委員会
（13）ガイドライン委員会
（14）実地研修委員会
（15）がん治療薬学生エキスパート委員会
２ 前項の委員会の担当事項は別表１に定める。
３ 第１項の委員会には、必要に応じて小委員会を設置することができる。
４ 小委員会の委員長および委員の委嘱及び任期は、定款第３９条第４項から第６項までの規定を準用する。
５ 第３項の小委員会の担当事項は別表２に定める。
６ 委員会および小委員会の構成員数は原則として委員長を含めそれぞれ１０名以内とする。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りでない。
７ 同一の委員会における同一の委員の就任は役職に関わらず連続して３期までとする。なお、委員会の委員に就任している期間とその委員会におかれた小委員会の委員に就任している期間は委員会に就任している期間として通算する。ただし、理事会の承認を得た場合は、連続期間を１期延長できる。
８ 委員の兼任は原則として認めない。委員会とその委員会に設置された小委員会の兼任はこれには数えない。ただし、理事会の承認を得た場合は２つまで兼ねることができる。
９ 理事長は、委員会および小委員会にアドバイザーを置くことができる。アドバイザーには第６項から第８項までの規定を適用しない。
10 アドバイザーは、必要に応じて委員会または小委員会に出席して、助言等を行う。
11 アドバイザーの委嘱および任期は、定款第３９条第４項から第６項までの規定を準用する。
12 新たな事業の準備のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。
13 ワーキンググループの委員長および委員の委嘱及び任期は、委員会の委員の規定に準じる。
14 ワーキンググループには第６項から第８項までの規定を適用しない。
15 第 12 項のワーキンググループの担当事項は別表３ に定める。
16 委員会、小委員会およびワーキンググループの委員長および委員は、任命した理事長の任期の終了に伴って任期を終了したとき、次の任期の委員長および委員によって事務が行われるまでの間、引き続き必要な事務を行うものとする。

（慶弔）
第７条 理事長は、必要と認めたとき慶弔を行うことができる。

（表彰）
第７条の２ 理事長は、本法人の目的に照らして顕著な功績のあった者を表彰することができる。

（附則）
第８条 この規則は、平成２４年３月１８日から施行する。
第９条 平成２４年に臨床腫瘍薬学研究会に入会して、その会費を支払った者は、平成２４年度の年会費については、臨床腫瘍薬学研究会の会費との差額を納入するものとする。
第 10 条 この規則は、平成２４年１１月１８日から施行する。
第 11 条 この規則は、平成２５年３月１６日から施行する。
第 12 条 この規則は、平成２５年９月１４日から施行する。
第 13 条 この規則は、平成２５年１２月７日から施行する。
第 14 条 この規則は、平成２６年５月３１日から施行する。
第 15 条 この規則は、平成２７年２月７日から施行する。
第 16 条 この規則は、平成２８年３月１１日から施行する。
第 17 条 この規則は、平成２８年５月１４日から施行する。
第 18 条 この規則は、平成３０年３月総会終了後から施行する。ただし、第６条第７項については平成２８年３月１２日以降に委員長および委員に委嘱されたときから第１期として数える。
第 19 条 この規則の第５条第６項に関する改正については、平成２９年９月１０日から施行する。
第 20 条 この規則の別表１および別表２のガイドライン委員会に関する改正は平成３０年３月総会終了後から施行する。
第 21 条 この規則は平成３０年５月１３日から施行する。
第 22 条 この規則の別表２に関する改正については、令和元年７月１４日から施行する。
第 23 条 この規則は令和２年２月９日から施行する。
第 24 条 この規則は令和２年９月２７日から施行する。
第 25 条 この規則は令和３年４月１８日から施行する。
第 26 条 この規則は令和３年９月１９日から施行する。
第 27 条 この規則は令和４年６月４日から施行する。
第 28 条 この規則の別表３に関する改正については、令和４年８月１０日から施行する。
第 29 条 この規則の別表３に関する改正については、令和５年５月２０日から施行する。
第 30 条 この規則の別表３に関する改正については、令和５年９月２３日から施行する。
第 31 条 この規則の別表２および別表３に関する改正については、令和６年５月１１日から施行する。
第 32 条 この規則の別表３に関する改正については、令和６年７月２７日から施行する。
第 33 条 この規則の別表２に関する改正については、令和６年１１月１６日から施行する。
第 34 条 この規則の別表３に関する改正については、令和７年３月２５日から施行する。
第 35 条 この規則の別表１および別表３に関する改正については、令和７年５月２４日から施行する。
第 36 条 この規則の別表３に関する改正については、令和７年９月２０日から施行する。
第 37 条 この規則の別表２および別表３に関する改正については、令和８年２月１４日から施行する。
第 38 条 この規則の別表３に関する改正については、令和８年５月２３日から施行する。
第 39 条 この規則の別表２および別表３に関する改正については、令和８年７月２５日から施行する。
第 40 条 この規則の別表３に関する改正については、令和８年９月１９日から施行する。

別表１（第６条第２項関係）

委員会名	担当事項
総務委員会	会務の管理、庶務、渉外事務ならびに他の委員会に属さない事業の企画等に関する事項
財務委員会	予算案の作成、決算報告の作成ならびに収入、支出および財産の管理に関する事項
教育研修委員会	教育、研修を目的とするセミナー等の企画運営に関する事項
地域医療連携委員会	がん医療の地域連携に関する事項
メーリングリスト運営委員会	本法人の会員を構成員とするメーリングリストの運営管理に関する事項
広報出版委員会	本法人の活動の広報ならびに本法人の出版物（ただし、会誌は除く。）の編集発行等に関する事項
臨床研究委員会	がん薬物療法に関する臨床研究および調査研究の支援および実施に関する事項
認定制度委員会	がん薬物療法に関する専門性を有する薬剤師の養成および認定に関する事項
会員委員会	本法人の会員の入退会、会員名簿の管理、名誉会員の推薦手続きならびに正会員、学生会員及び賛助会員の拡大に関する事項
会誌編集委員会	会誌の編集発行等に関する事項
渉外委員会	他団体との共同事業などの企画運営に関する事項
利益相反委員会	利益相反に関する事項
ガイドライン委員会	ガイドラインに関する事項
実地研修委員会	がん診療連携の実地研修事業に関する事項
がん治療薬学生エキスパート委員会	がん薬物療法の知識を習得した薬学生の養成および認定に関する事項

別表２（第６条第５項関係）

小委員会	担当事項
総務委員会　保険小委員会	保険診療上の課題収集と政策課題の整理に関する事項
認定制度委員会　技能評価小委員会	外来がん治療認定薬剤師および外来がん治療専門薬剤師の認定申請時に提出された事例の評価、面接試験の運営および認定の判定に関する事項
認定制度委員会　研修小委員会	外来がん治療認定薬剤師および外来がん治療専門薬剤師の研修の企画および実施に関する事項
認定制度委員会　資格審査小委員会	外来がん治療認定薬剤師および外来がん治療専門薬剤師の認定申請時およびその更新における資格の審査ならびに他団体等より申請のあった研修会の単位の認定に関する事項
認定制度委員会　筆記試験小委員会	外来がん治療認定薬剤師および外来がん治療専門薬剤師の筆記試験の問題の作成、管理および実施に関する事項
渉外委員会　国際交流小委員会	国際交流に関する事項
渉外委員会　日本サイコオンコロジー学会合同事業小委員会	サイコオンコロジー学会との合同事業に関する事項
渉外委員会　福岡県薬剤師会合同事業小委員会	福岡県薬剤師会との合同事業に関する事項
ガイドライン委員会　血管外漏出小委員会	がん薬物療法に伴う血管外漏出ガイドラインに関する事項
ガイドライン委員会　曝露対策ガイドライン小委員会	曝露対策ガイドラインに関する事項
実地研修委員会　研修歴審査小委員会	外来がん治療専門薬剤師の認定申請時に提出 された診療連携の研修歴の審査に関する事項
がん治療薬学生エキスパート委員会　薬学生交流活動小委員会	学生会員間の交流会および学術大会における企画の立案・運営に関する事項

別表３（第６条第 15 項関係）

ワーキンググループ	担当事項
かかりつけ薬剤師・薬局のがん薬物療法に関する業務指針ワーキンググループ	がん薬物療法に関する業務指針の作成に関する事項
がんゲノム医療ワーキンググループ	がんゲノム医療に携わる薬剤師の育成とゲノム医療の実用化に関する事項
認定取得者のための支援体制整備検討ワーキンググループ	外来がん治療専門薬剤師等の活動を支援するための体制構築に関する事項
患者・市民参画ワーキンググループ	患者・市民に対するがん医療の普及啓発ならびに患者・市民から求められるがん薬剤師の役割および普及啓発に関する事項
医療 DX ワーキンググループ	がん医療における DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項
免疫チェックポイント阻害薬（ICI）マネージメント教育プログラムワーキンググループ	企業との協働による ICI マネージメント教育プログラムに関する事項
ダイバーシティ推進ワーキンググループ	本法人に様々な立場の人が参加しやすく、機会を均等に、意見を反映できるシステムの構築に関する事項
CML における医薬薬連携モデル構築ワーキンググループ	企業との協働による CML（慢性骨髄性白血病）における医薬薬連携モデルの構築に関する事項